

## 青梅市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 1 月 22 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

民間水準との均衡を図るため、東京都の退職手当の見直しを踏まえ、職員に支給する退職手当について見直しを行いたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

青梅市職員退職手当支給条例（昭和 26 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「100 分の 130」を「100 分の 120」に改め、同項第 3 号中「30 年」を「20 年」に改め、同項第 5 号中「100 分の 50」を「100 分の 40」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「100 分の 150」を「100 分の 140」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 21 年以上 30 年以下の期間については、1 年につき 100 分の  
150

第 3 条第 2 項中「45」を「43」に改める。

第 6 条第 1 項中「1, 075 円」を「1, 100 円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青梅市職員退職手当支給条例の規定は、平成30年4月1日以後に退職した者にかかる退職手当について適用し、同日前に退職した者にかかる退職手当については、なお従前の例による。

## 青梅市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例要綱

## 1 改正の理由

民間水準との均衡を図るため、東京都の退職手当の見直しを踏まえ、職員に支給する退職手当について見直しを行おうとするものである。

## 2 改正の内容

## (1) 退職手当の基本額の変更（第3条関係）

## ア 支給割合の変更

改正後		現 行	
勤続期間（年）	支給割合	勤続期間（年）	支給割合
1～10	90/100	1～10	90/100
11～15	<u>120/100</u>	11～15	<u>130/100</u>
<u>16～20</u>	<u>160/100</u>	16～30	<u>160/100</u>
<u>21～30</u>	<u>150/100</u>		
31～33	<u>140/100</u>	31～33	<u>150/100</u>
34～	<u>40/100</u>	34～	<u>50/100</u>

## イ 最高支給率の変更

改正後	現 行
<u>43月</u>	<u>45月</u>

## (2) 退職手当の調整額にかかる在職1月当たりの単価の変更（第6条関係）

改正後	現 行
<u>1,100円</u>	<u>1,075円</u>

## 3 施行期日等

## (1) 施行期日

平成30年4月1日

## (2) 経過措置

改正後の条例の規定は、平成30年4月1日以後に退職した者にかかる退職手当について適用し、同日前に退職した者にかかる退職手当については、なお従前の例による。

青梅市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市職員退職手当支給条例（昭和26年条例第34号）

改正後	現行	備考
<p>(退職手当の基本額)</p> <p>第3条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部または全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の90</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の120</u></p> <p>(3) 16年以上<u>20年</u>以下の期間については、1年につき100分の160</p> <p>(4) <u>21年</u>以上30年以下の期間については、1年につき100分の150</p> <p>(5) 31年以上33年以下の期間については、1年につき<u>100分の140</u></p> <p>(6) 34年以上の期間については、1年につき<u>100分の40</u></p> <p>2 前項の規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職の日における給料月額に<u>43</u>を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に<u>43</u>を乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</p>	<p>(退職手当の基本額)</p> <p>第3条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部または全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の90</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の130</u></p> <p>(3) 16年以上<u>30年</u>以下の期間については、1年につき100分の160</p> <p>(4) 31年以上33年以下の期間については、1年につき<u>100分の150</u></p> <p>(5) 34年以上の期間については、1年につき<u>100分の50</u></p> <p>2 前項の規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職の日における給料月額に<u>45</u>を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に<u>45</u>を乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</p>	
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間（次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数1点につき<u>1,100円</u>を乗じた額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間（次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数1点につき<u>1,075円</u>を乗じた額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	

2および3 略	2および3 略	
---------	---------	--

<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 <u>この条例による改正後の青梅市職員退職手当支給条例の規定は、平成30年4月1日以後に退職した者にかかる退職手当について適用し、同日前に退職した者にかかる退職手当については、なお従前の例による。</u></p>		
---	--	--